

北九州市コンサート誘致コンソーシアム支援要綱

北九州市コンサート誘致コンソーシアム

(趣旨)

第1条 (仮称)北九州市コンサート誘致コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)は、大型コンサート等の開催を促進するために、「大型コンサート等開催支援金」(以下「支援金」という。)を予算の範囲内において交付し、北九州市内への安心・安全な大型コンサート等の誘致を積極的に行うものとする。

(支援対象事業)

第2条 支援金の対象となる事業は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 北九州市内で開催される次のコンサートであること。ただし、国、県及び市町村が主体となったもの(実行委員会等の構成員として実施するものを含む。)は除く。
 - ・主に西日本総合展示場、ミクニワールドスタジアム北九州、もしくはコンソーシアムが認める会場におけるコンサート
- (2) 1公演あたり5,000人以上、もしくは2公演以上の開催で延べ8,000人以上の集客が見込まれるものであること。
- (3) 開催にあたって、可能な範囲で主に市内の事業者を活用するものであること。
- (4) 県外・海外からの集客が見込まれ、市内の観光や地域経済の活性化に寄与するものであること。
- (5) 北九州市が実施する助成事業(北九州市が他の団体等場を経由して助成するものを含む。)ではないこと。

(支援対象団体)

第3条 助成対象団体は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、申請を行う団体は、事前にコンソーシアムと申請内容について協議を行うものとする。

- (1) 団体の定款、規約、会則等を有すること。
- (2) 事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または同条第2号に

規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものを除く。

（支援対象経費）

第4条 支援対象経費は、別表に定めるところによる。ただし、北九州市内で消費されたものに限る。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は前条の支援対象経費の50パーセント以内とし、その金額が500万円を超えるときは、上限500万円とする。ただし、コンソーシアムが特に必要と認めた場合は、その限りではない。

（支援申込書の提出）

第6条 前条の事前審査の結果、支援を受けようとする団体は、支援申込書（別記第1号様式）に次の各号の書類を添付のうえ、1部提出するものとする。

（1）支援対象経費内訳書（別記第2号様式）

（支援金決定前の事業着手）

第7条 事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により支援金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した支援金交付決定前着手届（別記第3号様式）を提出しなければならない。

（支援申込書の審査）

第8条 コンソーシアムは、提出された支援申込書に基づき、事業の内容の審査を経て、支援の可否を決定し、申請団体に対し支援金交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

2 前項の審査の詳細は別に定める。

（支援事業の変更等）

第9条 支援事業の変更（軽微な変更を除く）、中止、取り下げ等の理由が生じたときは、遅滞なく以下の書類を提出し、承認を受けなければならない。

（1）変更承認申請書（別記第5号様式）

（2）変更支援対象経費内訳書（別記第6号様式）

（3）その他会長が必要と認める書類

2 前項の支援事業の内容等の変更に係る通知は、支援金の額に変更が生じるときは支援金変更交付決定通知書（別記第7号様式）、支援金の額に変更が生じないときは計画変更承認通知書（別記第8号様式）により行うものとする。（支援申込の取下げ）

第10条 支援申込書の提出をした者は、中止、取下げの理由が生じたときは、遅滞なく支援申込取下書（別記第9号様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定による支援申込の取下げがあったときは、当該申込に係る支援金の交付の決定は、なかったものとみなす。ただし、天災事変等の理由により事業を遂行することができなくなったとき（事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）は、協議の上、支援金の交付について決定する。

（実績報告書の提出）

第11条 支援金の交付決定を受けた団体は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（別記第10号様式）に次の各号の書類等を添付のうえ提出しなければならない。

- （1）支援対象経費の内訳書（実績）（別記第11号様式）
- （2）来場者数がわかる書類（チケット販売数等）
- （3）支援対象経費の支出を証する書類（領収書等の写し）
- （4）その他、必要な書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、支援事業完了の日から起算して60日を経過した日とする。

（支援金の額の確定）

第12条 コンソーシアムは、前条による報告を受けた場合においては、適切な調査のうえ、支援すべき額を確定し、支援金確定通知書（別記第12号様式）により団体に通知するものとする。

（支援金の請求等）

第13条 支援金の請求をしようとする団体は、支援金交付請求書（別記第13号様式）を提出しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 コンソーシアムは、申請者が支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り

消すことができる。

- 2 前項の規定は、支援事業等について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(支援金の返還)

第15条 コンソーシアムは、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする

(証拠書類の保管)

第16条 支援金の交付を受けた団体は、当該助成事業に係る経理の収支を明らかにし、帳簿及び証拠書類を事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、令和6年5月9日から施行する。

【別表】

助成対象経費（通常分）

経費項目	説明
会場・施設・バス借り上げ等の使用・賃借料	会場使用料、会場付帯設備使用料、会議室使用料、事業に必要な物品や資材等を運搬する場合のタクシー、バス等の車両の借り上げ料
会場設営・撤去費	コンサート会場の設営や撤去に要する経費

警備費	会場及び会場周辺の警備費
県内交通費、運搬費	県内移動に係る交通費や用具等の運搬費
ポスター等印刷費	チラシ、ポスター、プログラム等の印刷費、複写費、製本費等
広告宣伝費	・新聞、雑誌、駅貼り、立て看板費 ・ラジオ、テレビ等のスポット広告に係る経費
関係者宿泊費	コンサートスタッフ等関係者の宿泊費